



令和3年8月31日(火)
午前8:30 解禁

令和3年8月30日(月)

【照会先(最低賃金)】

神奈川県労働局 労働基準部 賃金室

室長 大屋 季之 監察監督官 黒沢 武

(電話) 045(211)7354

【照会先(業務改善助成金)】

神奈川県労働局 雇用環境・均等部 企画課

課長 呷崎 雅夫 課長補佐 児玉 満

(電話) 045(211)7357

報道関係者 各位

令和3年度「神奈川県最低賃金」が改正決定されました

- 28円引上げ 時間額1,040円に —
- 業務改善助成金の活用を —

神奈川県労働局長(局長 川口 達三)は、令和3年8月20日(金)、下記のとおり「神奈川県最低賃金」について時間額1,040円(引上げ額28円)とする改正決定を行い、本日(8月31日)官報公示しました。

これにより、神奈川県最低賃金は、令和3年10月1日から1,040円に引き上げられることとなります。

記

時間額	引上げ額 (対前年)	引上げ率 (対前年)	改正決定日 (官報公示日)	発効日
1,040円	28円	2.77%	令和3年8月31日	令和3年10月1日

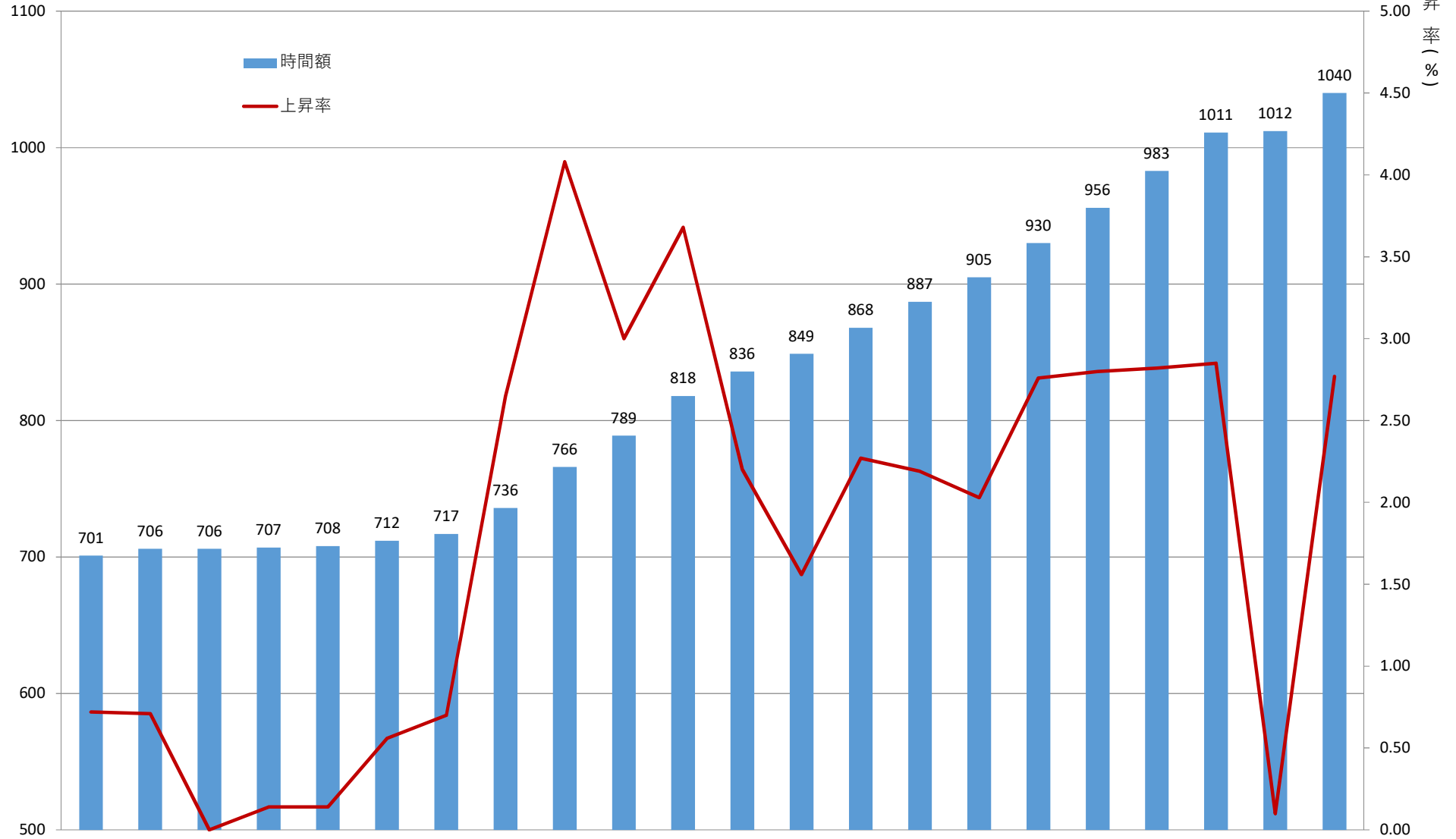
- 神奈川県最低賃金は、神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 今後、神奈川県労働局では、改正後の神奈川県最低賃金について、県内の事業場及び労働者にも広く周知するとともに、履行確保を図っていくこととしています。
- 神奈川県労働局では、神奈川県働き方改革推進支援センターを開設し、賃金引上げに活用できる業務改善助成金(令和3年8月から、内容を大幅に拡充しています。)など各種助成金の活用に関する相談等に対応し支援しております。

お問合せやご相談は、「神奈川県働き方改革推進支援センター」まで

電話: 0120-910-090 メール hatarakikata@mb.lanagate.co.jp

円

神奈川県最低賃金と上昇率の推移



年	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
時間額	701	706	706	707	708	712	717	736	766	789	818	836	849	868	887	905	930	956	983	1011	1012	1040
上昇率	0.72	0.71	0.00	0.14	0.14	0.56	0.70	2.65	4.08	3.00	3.68	2.20	1.56	2.27	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77
引上額	5	5	0	1	1	4	5	19	30	23	29	18	13	19	19	18	25	26	27	28	1	28
発効日	H12.10.1	H13.10.1	H14.10.1	H15.10.1	H16.10.1	H17.10.1	H18.10.1	H19.10.19	H20.10.25	H21.10.25	H21.10.21	H23.10.1	H24.10.1	H25.10.20	H26.10.1	H24.10.18	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.1	R2.10.1	R3.10.1

令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

局番	都道府県名	ランク	目安額【円】	答申金額【円】	前年度決定金額【円】	引上げ額【円】	目安差額	発行予定年月日
1	北海道	C	28	889	861	28		2021年 10月1日
2	青森	D	28	822	793	29	+1	2021年 10月6日
3	岩手	D	28	821	793	28		2021年 10月2日
4	宮城	C	28	853	825	28		2021年 10月1日
5	秋田	D	28	822	792	30	+2	2021年 10月1日
6	山形	D	28	822	793	29	+1	2021年 10月2日
7	福島	D	28	828	800	28		2021年 10月1日
8	茨城	B	28	879	851	28		2021年 10月1日
9	栃木	B	28	882	854	28		2021年 10月1日
10	群馬	C	28	865	837	28		2021年 10月2日
11	埼玉	A	28	956	928	28		2021年 10月1日
12	千葉	A	28	953	925	28		2021年 10月1日
13	東京	A	28	1041	1013	28		2021年 10月1日
14	神奈川	A	28	1040	1012	28		2021年 10月1日
15	新潟	C	28	859	831	28		2021年 10月1日
16	富山	B	28	877	849	28		2021年 10月1日
17	石川	C	28	861	833	28		2021年 10月7日
18	福井	C	28	858	830	28		2021年 10月1日
19	山梨	B	28	866	838	28		2021年 10月6日
20	長野	B	28	877	849	28		2021年 10月2日
21	岐阜	C	28	880	852	28		2021年 10月1日
22	静岡	B	28	913	885	28		2021年 10月2日
23	愛知	A	28	955	927	28		2021年 10月1日
24	三重	B	28	902	874	28		2021年 10月1日
25	滋賀	B	28	896	868	28		2021年 10月1日
26	京都	B	28	937	909	28		2021年 10月1日
27	大阪	A	28	992	964	28		2021年 10月2日
28	兵庫	B	28	928	900	28		2021年 10月1日
29	奈良	C	28	866	838	28		2021年 10月1日
30	和歌山	C	28	859	831	28		2021年 10月1日
31	鳥取	D	28	821	792	29	+1	2021年 10月6日
32	島根	D	28	824	792	32	+4	2021年 10月2日
33	岡山	C	28	862	834	28		2021年 10月2日
34	広島	B	28	899	871	28		2021年 10月1日
35	山口	C	28	857	829	28		2021年 10月1日
36	徳島	C	28	824	796	28		2021年 10月1日
37	香川	C	28	848	820	28		2021年 10月1日
38	愛媛	D	28	821	793	28		2021年 10月1日
39	高知	D	28	820	792	28		2021年 10月2日
40	福岡	C	28	870	842	28		2021年 10月1日
41	佐賀	D	28	821	792	29	+1	2021年 10月6日
42	長崎	D	28	821	793	28		2021年 10月2日
43	熊本	D	28	821	793	28		2021年 10月1日
44	大分	D	28	822	792	30	+2	2021年 10月6日
45	宮崎	D	28	821	793	28		2021年 10月6日
46	鹿児島	D	28	821	793	28		2021年 10月2日
47	沖縄	D	28	820	792	28		2021年 10月8日

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の申請が可能

③ 上限加算の対象人数を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 **450万円**（上記⑤のア又はイに該当する場合 **最大 600万円**）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（**機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練**など）

※ **PC、スマホ、タブレット**の他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象

（⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る）

各コース助成上限額

- ・45円コースを新設
- ・10人以上の上限区分を新設

引き上げる労働者数

	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日



【お問い合わせ】

令和3年8月10日より業務改善助成金コールセンターを開設します。

電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

【申請窓口】 事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています

最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

（例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象）

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 申請様式は9月以降にホームページで公開する予定です。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

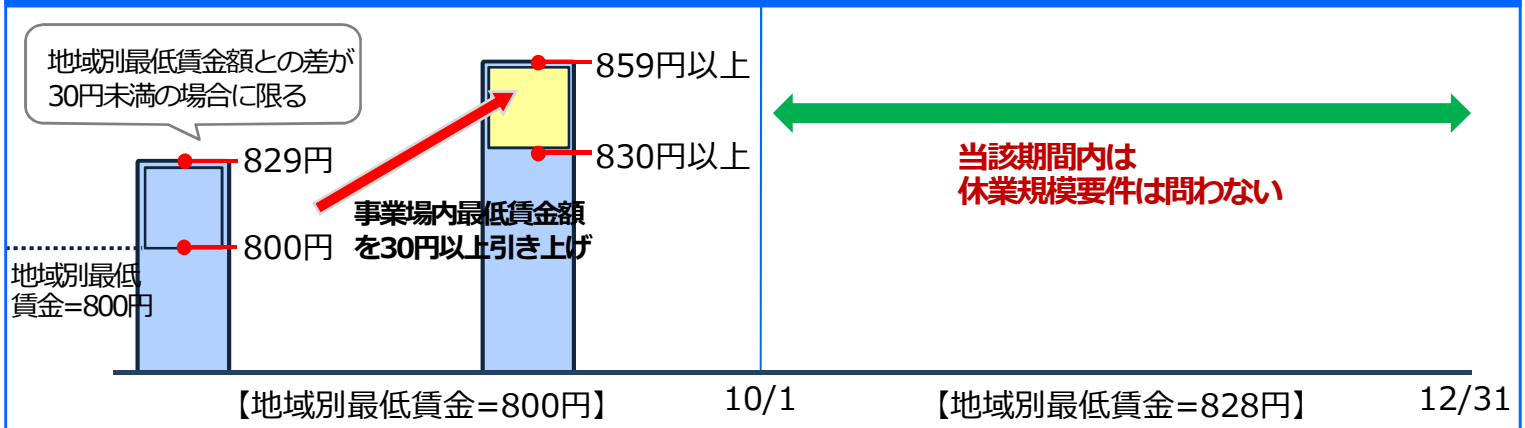


LL030806企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

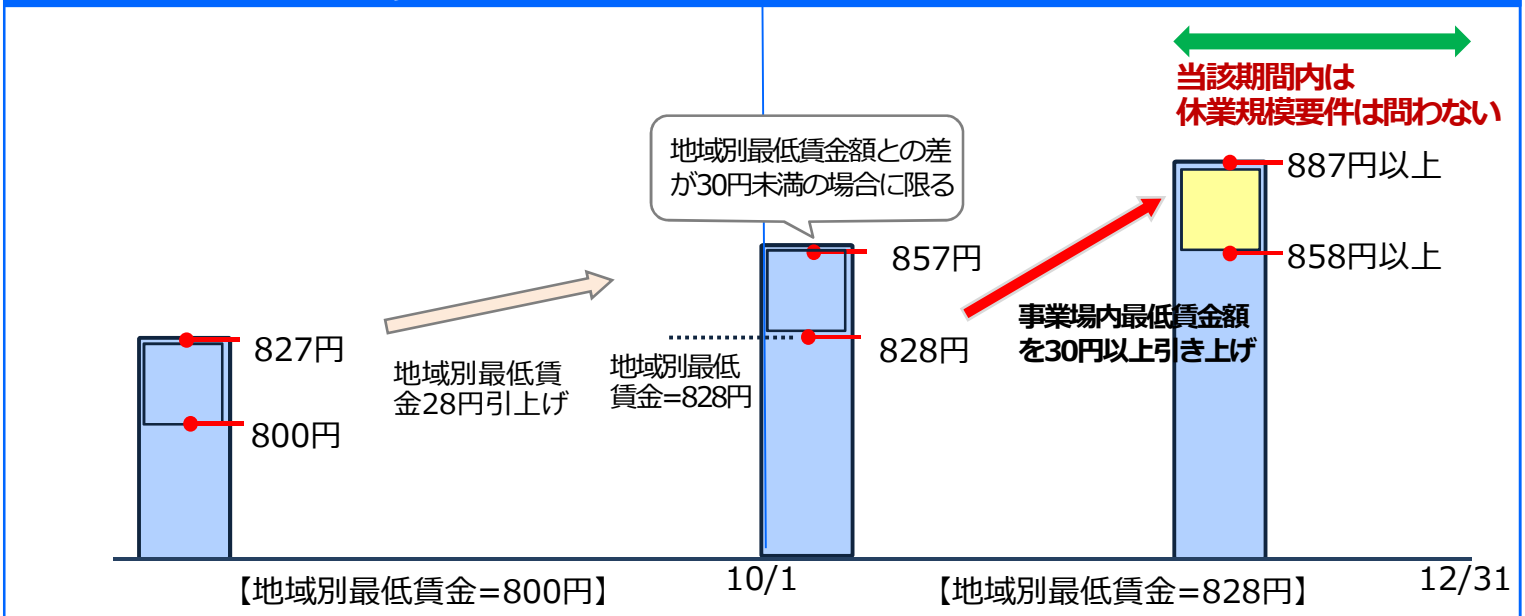
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

(ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



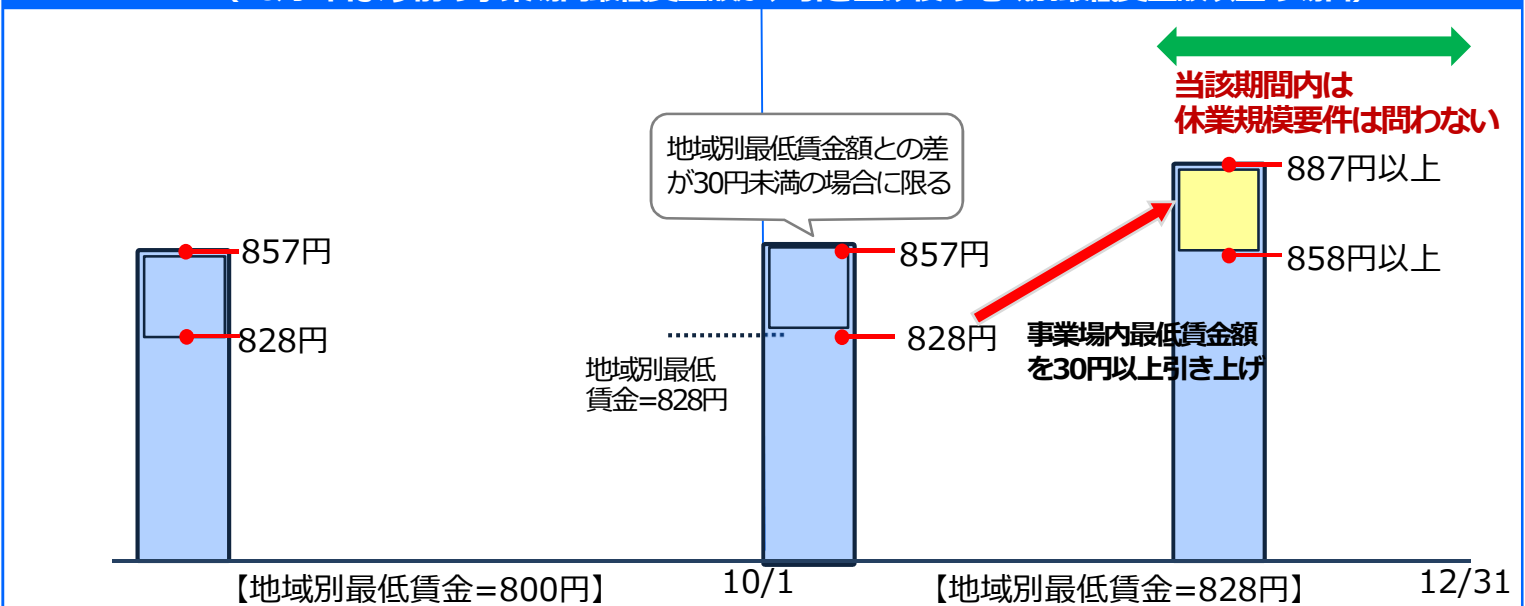
(ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



(ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)



秘密
厳守

相談・
専門家派遣
無料

事業主、労務担当者様

そのお悩み、ぜひ

専門家に

ご相談

ください!

ひとつでもチェックがつきますか?

- 年次有給休暇**5日間**の取得をしていない従業員がいる
- 1ヶ月に**45時間超**残業している従業員がいる
- 月60時間超の時間外労働に対する**割増賃金**を払っていない
- パートタイマーに正社員と**同じ手当を支給**していない
- コロナ禍による、**テレワーク実施時の労務管理**が整っていない



ご都合に合わせた
相談方法が選べる!

働き方改革の推進のため、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問 (1社あたり最大6回)
- ② 電話・メール
- ③ センター来所
- ④ 出張相談会

神奈川働き方改革推進支援センター

TEL 0120-910-090

受付時間 平日 9:00~17:00

住所 〒231-0015

横浜市中区尾上町 5-77-2 馬車道ウェストビル 6F

MAIL hatarakikata@mb.langate.co.jp

FAX 0120-971-030

[http:// 神奈川働き方改革推進支援センター .site](http://神奈川働き方改革推進支援センター.site)

相談・セミナー情報詳細は、
ホームページをご覧ください。

神奈川 働き方改革

検索



年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019年4月～

時間外労働の 上限規制

大企業：2019年4月～／中小企業：2020年4月～

同一労働同一賃金

2020年4月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、時季を指定して毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



個別訪問申込書 FAX：0120-971-030



神奈川県働き方改革推進支援センター 宛 WEB 申込フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名				ご担当者 氏名																			
所在地	〒 -																						
連絡先	電話		E-MAIL																				
	FAX																						
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 () ・ 令和 年 月 日 ()			<input type="checkbox"/> オンライン相談希望	※ 後日、日程調整のお電話を申し上げます。																		
相談内容 ✓をお付け 下さい	<table border="0"><tr><td><input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制</td><td><input type="checkbox"/> 人手不足</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用</td><td><input type="checkbox"/> 最低賃金制度</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 36協定</td><td><input type="checkbox"/> 無期転換制度</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善)</td><td><input type="checkbox"/> 生産性向上への対応</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し</td><td><input type="checkbox"/> 賃金制度全般</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> テレワーク</td><td><input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備</td><td><input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け</td><td></td></tr><tr><td><input type="checkbox"/> その他【</td><td>】</td></tr></table>					<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制	<input type="checkbox"/> 人手不足	<input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用	<input type="checkbox"/> 最低賃金制度	<input type="checkbox"/> 36協定	<input type="checkbox"/> 無期転換制度	<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善)	<input type="checkbox"/> 生産性向上への対応	<input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し	<input type="checkbox"/> 賃金制度全般	<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価	<input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備	<input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け		<input type="checkbox"/> その他【	】
<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制	<input type="checkbox"/> 人手不足																						
<input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用	<input type="checkbox"/> 最低賃金制度																						
<input type="checkbox"/> 36協定	<input type="checkbox"/> 無期転換制度																						
<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善)	<input type="checkbox"/> 生産性向上への対応																						
<input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し	<input type="checkbox"/> 賃金制度全般																						
<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価																						
<input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備	<input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度																						
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け																							
<input type="checkbox"/> その他【	】																						

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和3年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について 同意する（チェックしてください）